

東金市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東金市（以下「市」という。）が新たな財源確保のために、市の資産を広告媒体として活用し、有料による広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(掲載できる広告の内容等)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (8) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 本市の市税を滞納している者の広告
- (13) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項第1号から第11号までに規定する掲載基準については、別に定めるものとする。

(広告の掲載順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公社、公団、公益法人その他非営利団体に係る広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに市長が別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集等)

第6条 広告媒体を所管する部署は、申込期間等必要事項を定め、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。ただし、必要に応じて、

第3条の規定を踏まえ、掲載対象者を選定して直接依頼することができるものとする。

- 2 広告媒体の掲載枠は、別に定めることにより、広告取扱事業者に売り渡すことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告案を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込期間終了後、次条に規定する東金市有料広告掲載審査委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一の広告募集枠に、第4条に規定する広告の掲載順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、公開による抽選により決定する。

- 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載可否決定通知書(別記第2号様式)によりその結果を広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載審査委員会の設置)

第9条 広告媒体に掲載する広告の掲載について審査する機関として、東金市有料広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、企画課長、秘書広報課長、総務課長、財政課長、商工観光課長、都市整備課長及び生涯学習課長をもって組織する。

- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長にあつては総務課長の職にある者を、副委員長にあつては企画課長の職にある者をもって充てる。

- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(会議の開催)

第10条 委員長は、広告の掲載希望の申込みがあったときは、速やかに委員会を招集し、審査を行うものとする。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となり、会議を統括するものとする。

- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 6 第1項の規定にかかわらず、委員長は、適当と認めるときは、回議により審査を行うことができる。

(会議結果の報告)

第11条 委員長は、委員会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第12条 第8条の規定により、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）

は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第13条 掲載した広告の内容及び維持管理に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載した広告について、市長から、内容の修正又は破損、汚損等をした場合の修復等を求められたときは、自らの負担で速やかにこれを行わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

(1) 印刷物等の編集上支障があるとき。

(2) 広告主が市長の指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。

(3) 広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（別記第3号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還等)

第15条 市長は、広告掲載料が納付された後に広告主の責めによらない理由により、広告が掲載できなくなったときは、当該広告掲載料を返還する。

2 市長は、広告掲載決定後、広告主の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料を返還しない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の東金市有料広告掲載要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされた広報掲載の申込み（以下「申込み」という。）について適用し、同日前にされた申込みについては、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に、改正前の東金市有料広告掲載要綱の規定により調製した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の東金市有料広告掲載要綱の規定により調製した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第7条）

広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）東金市長

住所（所在地）

申込者 氏名（名称）

電話番号

東金市有料広告掲載要綱第7条の規定により、広告の案を添えて、下記のとおり申し込みます。

また、この申込みに際し、市長が、市の保有する納税状況その他の諸情報を確認すること並びに掲載をしようとする当該広告に関する問合せに対し、この申込書に記載した申込者及び対応責任者に関する情報を提供することに同意します。

記

1 広告媒体

2 広告の内容

3 添付書類（会社等の概要が示された資料（会社概要、パンフレット等））

4 この広告に関する問合せへの対応責任者

申込者に同じ

氏名：

電話番号：

注

1 電話番号の欄は、携帯電話番号のみは、不可とします。

2 3の欄の添付書類を提出することができない場合は、当該欄に業務の内容を記載してください。この場合において、書ききれないときは別紙に記載した上で添付してください。

3 4の欄は、該当する事項の□にレ印をし、必要な事項を記載してください。

年 月 日

様

東金市長

印

広告掲載可否決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 可とする。

(1) 広告媒体

(2) 広告の内容

(3) 広告掲載の方法

(4) 広告掲載料金 円

(5) 広告掲載料の納入 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所で納入してください。

2 不可とする。

(理由)

第3号様式（第14条第2項）

年 月 日

様

東金市長

印

広告掲載決定取消通知書

年 月 日付で決定した広告掲載については、下記の理由により
決定を取り消したので通知します。

記

取消しの理由